

# いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

北海道苫小牧支援学校

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下、法という。）の趣旨を踏まえ、学校のいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

## 1 いじめの定義について（法には次のとおり定められています。）

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめ  
とは？

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？ 考えてみましょう！！

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達の中の SNS を通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

### いじめの対応について

- 学校は、学校いじめ対策組織で対応します。
- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。

### いじめの解消について

- いじめが「解消している」状態とは、
  - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
  - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- いじめの解消の判断は学校いじめ対策組織により、判断します。

## 2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

### 苫小牧支援学校 いじめ防止基本方針 (概要)

- 「いじめは絶対に許されない」「いじめはいじめる側が悪い」という認識
  - 「いじめはどの児童生徒にも、どの学校においても起こり得る」という認識
  - 「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」という認識
- 以上を基本的な考え方として、人権教育の充実、体験的教育の充実、コミュニケーション活動の充実を図り、いじめ防止のための取組を推進します。

### 苫小牧支援学校 いじめ対策組織 の役割や活動

学級、ブロック、学部の組織を基本として、事案に応じて調査を行い、対策や収束に向けた方向性などを検討します。

学部をまたぐ事案については、生徒指導対策委員会で実効的ないじめの防止等に関する対策や措置を検討します。また、必要に応じて、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者やその他の学部関係者により構成します。

### 本校の いじめ防止 プログラムの活動

学校での様子や保護者との連絡帳などから、児童生徒の状態を把握し、いじめの芽を早期に発見するよう心掛けます。また、年2回の「いじめ等に関する児童生徒アンケート調査」を実施し、いじめの早期発見に努めます。

年に数回、ネットパトロールを実施し、ネットいじめの予防に努めます。資料等を活用し、事例などを参考に職員の研修を定期的実施します。

**不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。**

いじめに関する相談は、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、「いじめ対策組織」を設置しています。気軽に相談願います。

**今年度の苫小牧支援学校のいじめ対策組織担当は、教頭です。**

**連絡先0144-67-6801 (学校代表電話)**

### 北海道教育委員会の相談窓口

相談窓口	電話番号	相談時間等
北海道子ども相談支援センター (電話)	0120-3882-56	毎日 24 時間
(メール)	<a href="mailto:doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp">doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp</a>	
北海道立特別支援教育センター (電話)	011-612-5030	祝日・年末年始を除く平日 9~12時 12~17時
(メール)	<a href="mailto:tokucensoudan@hokkaido-c.ed.jp">tokucensoudan@hokkaido-c.ed.jp</a>	
胆振教育局教育相談電話 (電話)	0143-24-9895	

道教委ホームページで、道のいじめに関する条例やいじめ防止基本方針、いじめに関する調査結果などを確認できます。

北海道教育庁学校教育局  
生徒指導・学校安全課  
Web ページ



子ども相談支援  
センターイメー  
ジキャラクター